

東みよし町庁舎分館  
新築工事設計業務委託  
公募プロポーザル実施要項



令和元年 5 月

東みよし町

## 1. 趣旨

現在の東みよし町庁舎は三加茂庁舎，三好庁舎，中央公民館の分庁舎方式となっており，分散された行政組織を，サービスの向上，効率的な行政組織運営，維持管理経費の縮減及び防災機能の充実を目的に一つの庁舎に集約するための統合庁舎を建設するものである。

この設計業務について，高度な技術力及び豊富な経験・実績など，質の高い提案を幅広く求め，設計者の提案内容及び能力・適正等を総合的に判断し，本業務に最も適した設計者を選定するために公募型プロポーザルを実施することとする。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名称

東みよし町庁舎分館新築工事設計業務委託

### (2) 業務内容

東みよし町庁舎分館新築に係る基本設計・実施設計等

なお，詳細は別紙の東みよし町庁舎分館新築工事設計業務委託仕様書によるものとする。

### (3) 事務局

〒779-4795

徳島県三好郡東みよし町加茂3360

東みよし町役場 総務課 管財担当

TEL：0883-82-6303 FAX：0883-76-1010

E-mail:soumu01@higashimiyoshi.i-tokushima.jp

## 3. プロポーザルに係る日程

①プロポーザル実施の公告	令和元年5月22日(水)
②関係書類の交付並びに参加意思 表明書及び質疑書の受付期間	令和元年5月22日(水)～6月5日(水)まで
③質疑に対する回答	令和元年6月7日(金)
④審査書類受付期間	令和元年6月10日(月)～17日(月)
⑤プレゼンテーション及びヒアリング 審査	令和元年6月27日(木)予定
⑥審査結果通知	令和元年7月2日(火)予定

#### 4. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加申込者」という。）は、この公告日において次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中、又は更生手続中でないこと。
- (4) 東みよし町測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（平成27年告示第134号）の規定に基づく入札参加資格を有する者（業種：測量・建設コンサルタント業務等）であること。
- (5) 東みよし町建設業者等指名停止措置要綱（平成29年告示第82号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (6) 東みよし町事務事業からの暴力団等排除対策要綱（平成23年告示第37号）の第2条に該当しないこと。
- (7) 四国内に契約締結先となる本店又は支店若しくは営業所を有していること。
- (8) 建築士法（昭和25年法律202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (9) 国内において、元請（単体企業又は設計共同体の代表者）として、過去10年以内に庁舎（RC造又はSRC造、S造）の新築における基本設計業務又は実施設計業務を完了した実績があること。
- (10) 本業務において管理技術者並びに意匠、構造、電気、機械の各担当主任技術者をそれぞれ配置すること。
- (11) 管理技術者は、担当主任技術者を兼任しないこと。また、担当主任技術者についても他の担当主任技術者を兼任しないこと。
- (12) 管理技術者は、一級建築士資格を有すること。
- (13) 管理技術者は公告日において3ヶ月以上の直接的な雇用関係にあること。

## 5. 参加意思表明書の提出等

本プロポーザルの参加資格を満たしていると思込まれ、参加する意思がある者（以下「参加意思表明者」という。）は、参加意思表明書（様式1）を次のとおり提出するものとする。

なお、参加意思表明書の提出がない者は、質疑書の提出及びプロポーザルの参加について一切認めない。

### (1) 提出受付期間

令和元年5月22日(水)から6月5日(水)までの午前9時から午後5時までとする。（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

### (2) 提出方法

参加意思表明書（様式1）に必要事項を記載の上、持参又は郵送により提出すること。

### (3) 提出場所

事務局

### (4) 参加辞退

参加意思表明書を提出後に、参加辞退をする場合、また参加資格を満たさないことがわかった場合は、速やかにその旨を事務局に任意の書式にて届け出ること。

## 6. 質疑書の提出

本プロポーザルに関し、質疑がある場合は、参加意思表明書（様式1）を提出した上で、質疑書（様式2）を次のとおり提出すること。

### (1) 受付期間

令和元年5月22日(水)から6月5日(水)までの午前9時から午後5時までとする。（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

### (2) 提出方法

質疑書（様式2）に必要事項を記載の上、電子メールにて提出すること。

ただし電子メール送信後、電話にて必ず事務局へ受信確認を行うこと。

なお、電話及び口頭による質疑は受け付けない。

### (3) 提出先

事務局

東みよし町役場 総務課 管財担当

TEL：0883-82-6303 FAX：0883-76-1010

E-mail:soumu01@higashimiyoshi.i-tokushima.jp

(4) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、令和元年6月7日(金)午後5時までに、回答書を質問者の名称等を伏せた上で町ホームページに公表する。

7. 審査書類の提出

参加申込者は、別紙「プロポーザル提出書類作成要領」を参照の上、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

- ①参加申込書(様式3)
- ②設計事務所の概要について(様式4)
- ③設計事務所の主要業務実績について(様式5)
- ④管理技術者の業務実績等について(様式6)
- ⑤配置予定技術者の有資格者数について(様式7)
- ⑥各担当主任技術者の業務実績について(様式8)
- ⑦協力事務所について(様式9)
- ⑧業務実施方針(様式10)
- ⑨技術提案書(様式11-1~11-4)

(2) 提出受付期間

令和元年6月10日(月)から17日(月)までの午前9時から午後5時までとする。(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(3) 提出部数

10部(正1部・副9部)

(4) 提出方法

持参により提出すること。

(5) 提出場所

事務局

(6) 資格審査

提出された書類に基づき、事務局において資格審査を行う。なお、資格審査の通知については、「9. プレゼンテーション及びヒアリング」に示すとおりとする。

## 8. 提案内容

本施設全体に対し、次の内容について提案及び考え方を求める。

- 様式 1 1-1 施設及び敷地の特性を考慮した配置及び動線計画について
- 様式 1 1-2 災害発生時の対策本部機能及び業務継続機能の確保について
- 様式 1 1-3 業務体制の変更に柔軟に対応できる構造について
- 様式 1 1-4 維持管理を踏まえた長寿命化に資する設計について

## 9. プレゼンテーション及びヒアリング

提出された審査書類に基づき一次審査を行い、上位5者をプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション」という。）の対象者とする。

対象者には、一次審査の結果及びプレゼンテーションの日時や会場等の詳細事項について書面で通知する。プレゼンテーションの対象とならなかった者に対しては、一次審査の結果を書面で通知する。

ただし、参加申込者が5者に満たない場合は、一次審査を省略し、プレゼンテーションを実施する。

### ※留意事項

- ・プレゼンテーションの出席者は、4名以内（管理技術者は必ず参加すること。）
- ・プレゼンテーションの内容は、技術提案書の説明（20分以内）及び審査委員等から質疑（10分程度）とする。
- ・プレゼンテーション用にモニタ及び接続ケーブル（D-Sub15・HDMI）は貸し出すが映写に必要な機材（パソコン等）は参加者が準備すること。
- ・プレゼンテーション時の追加資料の提出及び提示は認めない。
- ・プレゼンテーションに係る費用は全て参加者の負担とする。
- ・プレゼンテーションに出席しない場合は受注意思がないものと見做し、原則として特定しない。ただし、病気、交通機関の事故等真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合は、この限りでないので、該当する場合はその旨を理由と共に書面（書式自由、ただし、A4とする。）にて提出すること。

## 10. 審査の方法及び結果の通知

本プロポーザルの審査は、東みよし町庁舎分館新築工事設計業務委託公募プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。

### （１）審査方法

提出された書類について、審査委員会においてプロポーザル評価項目及び評価事項に基づく書類審査、プレゼンテーション審査を行い、最優秀者及び次点者を各１名選定する。得点の最も高い提案が２以上ある場合は、当該参加者によるくじ引きにより最優秀者を決定する。

### （２）結果通知

審査結果について、令和元年６月２７日（木）（予定）にプレゼンテーションを行った全ての参加者に通知する。

### （３）異議申立て

審査結果については、一切の異議申立てを認めない。

## 11. 設計業務の委託

- ①最優秀者を本業務の第１位契約候補者とし、契約締結交渉を行う。
- ②最優秀者が契約を辞退したとき、又は契約交渉が不成立となった場合には、次点者と契約の交渉を行う。
- ③本業務の委託料については、３，５００万円（消費税別）を上限とする。

## 12. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①提出書類に虚偽の記載があった場
- ②審査委員に対して質疑等の連絡を行った場合
- ③本実施要項に違反すると認められた場合
- ④本委託料上限額を超える見積を行った場合

## 13. 提出書類の取扱い

- ①書類提出後、事務局より指示がないものについての記載内容の変更、追加及び再提出は認めない。
- ②提出された全ての書類、資料等は返却しない。
- ③提出された各書類の著作権は、元来、第三者に帰属するものを除き、各参加者に帰属する。
- ④提出された各書類の中で、第三者の著作権を使用する場合は、その承諾を得ること。第三者の著作権の使用の責は、使用した参加者に全て帰する。

#### 14. その他

- ①書類の作成，提出，プレゼンテーション等に係る一切の費用は，参加者負担とする。
- ②契約者の技術提案の内容については，今後の設計に制約を与えるものではない。
- ③本業務を実施する管理技術者及び各担当主任技術者については，提出書類に記載された者とし，本町が特別な理由があると認めた場合を除き変更することはできない。
- ④現地説明会（敷地形状等について）を次の予定で行う。  
日 時 令和元年6月5日（水）午後2時開始  
集合場所 東みよし町役場2階多目的ホール前ロビー  
※高所（屋上）で説明予定のため、ヘルメット等を持参すること。
- ⑤この要項に定めるもののほか，必要な事項は審査委員会が定める

#### 15. 提出書類等

##### （1）提出様式

- ①参加意思表明書（様式1）
- ②質疑書（様式2）
- ③参加申込書（様式3）
- ④設計事務所の概要について（様式4）
- ⑤設計事務所の主要業務実績について（様式5）
- ⑥管理技術者の業務実績等について（様式6）
- ⑦配置予定技術者の有資格数について（様式7）
- ⑧各担当主任技術者の業務実績について（様式8）
- ⑨協力事務所について（様式9）
- ⑩業務実施方針（様式10）
- ⑪技術提案書（様式11-1～4）

##### （2）その他

- ①プロポーザル提出書類作成要領
- ②東みよし町庁舎分館新築工事設計業務委託仕様書